

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2017 年度一般入学試験（後期募集・2月18日分）－

試験科目：憲法

1. 出題趣旨

第1問は、金沢市庁舎前広場の使用不許可が問題となった金沢地判平28・2・5の事案を素材としつつ、事実関係に作問上必要な修正を加えて、出題したものである。本問では、パブリック・フォーラム論や泉佐野市民会館条例事件を参考に解答することが求められた。もっとも、本件広場がY市庁舎の一部として、Y市がその事務や事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする「公用財産」として管理してきた点で、泉佐野市民会館事件等の事案とは異なる。このあたりの事案の「距離」を意識した論述ができれば、〔設問2〕において、より説得的な反論ができたものと思われる。

第2問では、統治分野の基礎的事項に関する知識を確認した。法律の国民投票制度の憲法適合性に関しては、憲法前文や43条で示されている代表民主制の観点や憲法41条の国会単独立法の原則の観点から、その問題点を指摘することが求められている。解答に際しては、国民投票の法的拘束力の有無を意識した論述が必要であった。

2. 採点実感

第1問では、少なくない受験生が、パブリック・フォーラム論に依拠することなく、本件広場の使用許可申請が不許可となった事実のみを根拠に、集会の自由の制限を主張していた。しかし、憲法21条1項の集会の自由は、自由権である。「集会のために広場を使用させてもらう権利」という請求権的内容を含むものではないので、違憲主張をする際には、この点についての留意が必要だった。したがって、Xの立場とすれば、本件広場が、「多くの市民や観光客が往来する場所に位置し、これらの者が通行したり、立ち寄ったりすることも多く、表現活動等が催されることも少なくなかった」ことに着目し、本件広場をパブリック・フォーラムと評価しておくことが必要だったであろう。

3. 学習方法

第1問は、類似の代表判例（泉佐野市民会館事件）を機械的に本事案に当てはめたのでは、出題意図にこたえたことにはならなかった。判例学習においては、しっかりと事案を理解した上で、判例の射程を正確に理解すること、そして、事案相互の「距離」を意識して考えることが、最も大切である。